



2024年5月30日

各位

会社名 株式会社トーエネック
代表者名 代表取締役社長 滝本 嗣久
(コード番号 1946 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務部長 飯田 英雄
(TEL. 052-219-1906)

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割および定款の一部変更を決議するとともに、期末配当予想の修正を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株式名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,329,990株
今回の分割により増加する株式数	77,319,960株
株式分割後の発行済株式総数	96,649,950株
株式分割後の発行可能株式総数	200,000,000株

③ 分割の日程

基準公告日(予定)	2024年9月13日(金曜日)
基準日	2024年9月30日(月曜日)
効力発生日	2024年10月1日(火曜日)

(3) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、2024 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容 (下線は変更部分を示す)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2 億株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2024 年 5 月 30 日（木曜日）
効力発生日 2024 年 10 月 1 日（火曜日）

3. 配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2024 年 4 月 26 日公表の「2024 年 3 月期 決算短信」に記載の 2025 年 3 月期の期末配当予想額を以下のとおり修正いたします。なお、今回の配当予想の修正は、上記株式分割に伴う修正であるため、1 株当たりの期末配当予想額に実質的な変更はありません。

また、今回の株式分割は、2024 年 10 月 1 日を効力発生日としているため、2024 年 9 月 30 日を基準日とする第 2 四半期末の配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期 末	合 計
前回予想 (2024 年 4 月 26 日公表)	100 円	100 円	200 円
今回修正予想 (株式分割前換算)	100 円※	20 円 (100 円)	— (200 円)
前期実績 (2024 年 3 月期)	60 円	140 円	200 円

※内訳 普通配当 80 円 記念配当 20 円（創立 80 周年記念配当）

以 上

2024 年 5 月 30 日

株式分割に関するよくあるご質問

株式会社トーエネック

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか

投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図り当社株式の流動性を高めることを目的としています。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値が変わるものではありません。所有する株式数は 5 倍に増加しますが、1 株当たりの純資産額は 5 分の 1 に減少します。

Q3. 最低投資金額への影響はありますか

最低投資額は、理論上 5 分の 1 となります。

(ご参考：株式分割前の当社株価が 5,000 円である場合の試算)

株式分割前の最低投資金額 500,000 円 (5,000 円 (株価) × 100 株 (単元株式数))

株式分割後の最低投資金額 100,000 円 (1,000 円 (株価) × 100 株 (単元株式数))

Q4. 受け取ることができる配当金は増加しますか

2024 年 10 月 1 日をもって、ご所有の株式数は 5 倍となりますが、1 株当たりの配当予想額は 5 分の 1 となりますので、業績の変動など他の要因を除けば、株式分割を理由として株主さまがお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

なお、今回の株式分割は、2024 年 10 月 1 日を効力発生日としておりますので、2024 年 9 月 30 日を基準日とする 2025 年 3 月期第 2 四半期末の配当金につきましては、株式分割前の株式を対象として支払われます。

Q5. 所有株式数や議決権数はどうなりますか

株式分割後のご所有株式数は 2024 年 9 月 30 日時点の株主名簿に記載または記録された株式数に 5 を乗じた株式数となります。また、議決権数は分割後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には株式分割の前後で、ご所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	—	1 個	500 株	—	5 個
例②	50 株	50 株	—	250 株	50 株	2 個
例③	130 株	30 株	1 個	650 株	50 株	6 個

Q6. 株主自身で何か必要な手続きはありますか

必要なお手続きはございません。

Q7. 単元未満株の取り扱いについて教えてください

単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会での議決権がございません。

ご希望により単元未満株式に対し、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（100 株への買増）

単元未満株式を所有する株主さまが、1 単元（100 株）にするために不足する株式を、当社から購入できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法 192 条第 1 項の規定に基づき、株主さまが所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主さまは、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行までお問い合わせください。

Q8. 株式の売買停止期間がありますか

売買停止期間はありませんが、売買後の株式の振替に要する日数等の関係で、株式分割前の株価・ご所有株式数でのお取引は 2024 年 9 月 26 日（木曜日）までとなります。

9 月 27 日（金曜日）より、株式分割後の株価およびご所有株式数でのお取引となります。

Q9. 株式分割のスケジュールを教えてください

2024 年 9 月 26 日（木曜日）現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日

2024 年 9 月 30 日（月曜日）株式分割の基準日

2024 年 10 月 1 日（火曜日）株式分割の効力発生日

◆株式分割に関するお問い合わせ先

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〈株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関〉 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉 2-8-4 TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）
